

# 火災期特別注意

※この取り組みは、峡北広域行政事務組合消防本部の独自の取り組みです。

火災多発非常事態宣言	警戒しているにも関わらず火災が多発している
火災期特別警戒	火災発生件数が増え警戒が必要
火災期特別注意	火災が発生しやすい季節・環境が整っており注意が必要

○火災期とは、2月下旬から5月中旬及び11月上旬から1月下旬にかけて、または、気象その他の状況から特に注意等が必要なとき。

わらやもみ殻の焼却、あぜ焼き、たき火などの不始末から火災が多く発生しています。山火事をおこしたり家に燃え移ることもあります。下記のことを守り、火災防止にご協力をお願いします。

## 1. 【事前の届け出】

「いつ・どこで・何を燃やす」のかを事前にお近くの消防署へ連絡してください。

※火災と間違えての消防車の出動を防ぎます。また、その際に気象情報や注意事項をお伝えします。

## 2. 【見張りとお火の準備】

焼却中は、その場を離れることは禁物です。また、火災に備えて消火器や水バケツなど準備し、終わったときは火を完全に消してください。

## 3. 【風の強い日は中止しましょう】

風の強い日は火の粉が飛んだり、拡大しやすく危険です。さらに空気が乾燥していると火災がおこりやすくなります。



## いのちを守る10のポイント

### 【4つの習慣】

1. 寝たばこは、しない・させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### 【6つの対策】

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対

## 峡北広域行政事務組合消防本部



新庁舎: 葦崎消防署須玉分署



新庁舎: 北杜消防署白州分署

【お問い合わせは、お近くの消防署まで】

○葦崎消防署・・・0551(23)1499  
○北杜消防署・・・0551(32)2508  
○予防課・・・0551(23)7119

○須玉分署・・・0551(42)2449  
○高根分署・・・0551(47)2099

○双葉分署・・・0551(28)0119  
○白州分署・・・0551(35)2155